

## 南部町地域の安心まちづくり事業

### 事業内容

本事業は、安心安全で魅力あるまちづくりの推進を目的とした事業を実施する団体に対して交付する補助金交付事業です。

### 補助額

補助対象経費に1/2を乗じた額とし上限30万円です。ただし、当該補助金の額のうち備品購入に要するものは10万円を限度とします。

- ★1 **集落環境整備事業**と**備品購入**合わせて30万円。  
例：**備品購入**10万円の場合、**集落環境整備事業**の上限は20万円となります
- ★2 対象期間は令和5年度～令和9年度までの5ヶ年。残額は繰り越し。
- ★3 交付回数は**当該年度において同一区長等につき原則1回限り**
- ★4 **備品の定義**:使用可能期間が1年以上かつ取得価額が**10万円以上30万円未満のもの**。  
**30万円以上の物品購入費や10万円未満の什器備品の購入費は「備品以外」の扱いとなります。複数の事業を申請される場合は、備品とそれ以外で見積書を分けていただきますようお願いいたします。**

### 助成例

#### 集落環境整備事業

- 地区公民館・集会所の修繕等
  - ・集会所の床、壁、屋根の老朽化による修繕
  - ・バリアフリー化
  - ・トイレ改修(洋式化・下水つなぎ込み)
  - ・前庭の舗装
  - ・畳の張替え
- 集落内ゴミステーションの整備改修
- 公園遊具の設置撤去
- 消耗品\*の購入 (\*消耗品の定義:使用可能期間が1年未満または取得価額が10万円未満の物品)
  - ・百歳体操 備品セット
  - ・集会所の椅子、テーブル、石油ストーブ
  - ・集落内ごみ箱

#### 備品\*の購入 \*金額によって消耗品となる場合もあります。

- ・集会所のエアコン、冷蔵庫購入
- ・集落が取り組む防災や高齢者対策に必要な備品

◆他課の補助金や事業で対応できる場合があります◆

### 消防用施設等整備費補助金

#### 対象

- (1) 消防用ホース(附属する備品を含む。)及び噴霧ノズルの購入
- (2) 消防用ホース、噴霧ノズルその他消火に必要な器具を格納する格納庫の設置又は修繕
- (3) 既に設置している消火栓(個人が設置したものを除く。)の移設
- (4) 小型消防ポンプの設置若しくは更新又は修繕 など

#### 補助額

補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。上限は上記対象によって以下のとおり

- (1)~(2) 50,000 円
- (3)~(4) 300,000 円

〔管轄・問い合わせ〕 総務課 ☎66-3112

### 防犯灯 LED 化・新設

既存の町所有の防犯灯について、年度ごとに順次 LED 化を進めています。

防犯灯新設についての要望は、行政要望で挙げてください。

〔管轄・問い合わせ〕 町民生活課 ☎64-3781